

## 第2期西東京市障害福祉計画

## 1 障害福祉計画推進の基本姿勢

「西東京市障害者基本計画」では、「(1)自立と社会参加を支援する」、「(2)権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する」、「(3)継続的な雇用・就労への支援を強化する」、「(4)安心・安全なまちづくりを進める」、「(5)理解と市民協働を推進する」の5点を計画策定の視点としています。

「第2期西東京市障害福祉計画」においても、それらの視点を基本にしたうえで、さらに次の4点を基本姿勢として、障害福祉サービス等の一層の充実を図っていくものとします。

### (1) 相談支援体制の充実

障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供基盤の整備とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制が必要です。

本市では、現在、2箇所の地域活動支援センター(保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニー)において、地域における障害者相談支援事業を進めています。

今後は、西東京市地域自立支援協議会での検討を進め、(仮称)障害者福祉総合センターの建設に伴う相談支援センターの設置や、関係機関・作業所等が行ってきた相談事業の実績・内容を踏まえ、本市の実情にあったきめ細かな相談支援体制づくりを進めていきます。

### (2) 地域生活支援サービスの充実

障害者自立支援法では、障害福祉サービスの体系が「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「地域生活支援事業」という大きな枠組みの中で再編成されました。そのような中で、障害のある人の地域生活を支えていくためには、個々のサービスだけでなく、様々なサービスを組み合わせ、有効に利用できる環境を整えていくことが大切です。

アンケート調査の結果をみると、ほとんどの福祉サービスが、実際の利用状況に比べて、利用意向が高くなっていることから、「現在はサービスを利用していないけれども、今後はサービスを利用したいと思っている人(潜在層)」が多くいることがわかります。今後は、そのような方々がさらに多く出現することも想定し、必要なサービス量を見込むこととします。

特に本市では、グループホーム・ケアホームなど、地域における「住まいの場」の整備は着実に進んでいるものの、「日中活動の場」となるサービスのうち、自立訓練、就労移行支援等の訓練等給付については、サービス提供体制が十分ではないことから、今後は、計画的・段階的なサービス提供基盤の整備を進めていきます。

【今後も引き続き、あるいは新たに利用したいと思うサービス(複数回答)】

アンケート調査	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	タクシー料金・自動車燃料費の助成 61.5% (55.6%)	補装具の支給・修理 22.1% (16.3%)	ホームヘルプサービス 17.6% (12.5%)	日常生活用具の給付 13.4% (6.3%)	住宅設備改善費の給付 13.2% (4.6%)
知的障害者 (n=179)	タクシー料金・自動車燃料費の助成 45.3% (40.2%)	移動支援(ヘルパーの派遣) 39.7% (24.6%)	日中一時支援 35.2% (11.2%)	短期入所(ショートステイ) 31.8% (12.8%)	地域活動支援センター 19.6% (4.5%)
精神障害者 (n=160)	病院や診療所のデイケア 26.3% (26.3%)	地域活動支援センター 16.3% (10.0%)	生活サポート 15.0% (3.8%)	ホームヘルプサービス 12.5% (5.6%)	短期入所(ショートステイ) 6.3% (1.3%)

上位5項目のみ掲載。( )内の数値は、最近1年くらいの間にそのサービスを利用したことがある人の割合。

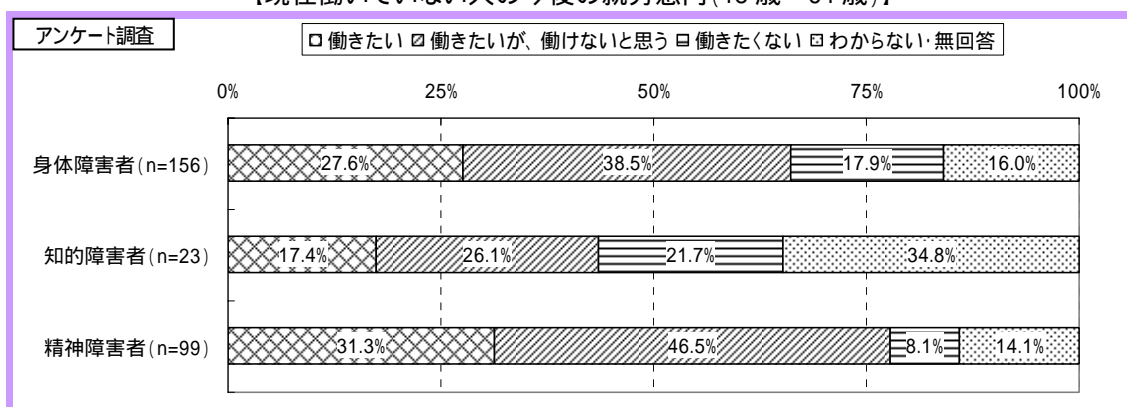
### (3) 就労支援体制の充実

障害のある人が自立した生活を送るためには、それぞれの意欲に応じて働くことができるよう支援する体制づくりが必要です。

本市では、「西東京市障害者就労支援センター」を中心に、就労支援を進め、既に一定の実績を収めていますが、今後は障害の種別や程度にかかわらず、希望するすべての人が就労できるよう、さらに取り組みを充実させていきます。

また、本市では障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業等の実施が進んでいません。今後は、市内施設の移行を促進させるとともに、福祉的な就労における工賃水準の向上についても、市として支援を検討していきます。

【現在働いていない人の今後の就労意向(18歳～64歳)】



#### (4) 施設の新体系への移行推進

現在、本市では、市内施設の新体系への移行が進んでいません。それには様々な理由が考えられますが、ヒアリングや委員会等における当事者及び関係者の話からは、具体的に「利用定員を確保することが難しい」、「職員の確保が難しく、多くの利用者を受け入れることが難しい」、「新体系へ移行した場合、現在の利用者の中で、新事業への対応が難しい者が出てくる」、「新体系では、いまままで培ってきた作業所の特色を生かせない」などの意見が聞かれます。

また、市に望む支援内容として、「事業所維持の基本コストに係る支援」、「通所者の活動維持に係る支援」、「行政からの（授産製品）発注の拡大」、「単独での移行が難しい作業所への対応」などの意見も出されていることから、今後は、新体系への移行の際、あるいは移行後の支援内容を明確にするなど、市の方針を示していきます。

【平成 20 年 4 月 1 日現在の市内施設の状況】

区分	団体名	名称	定員
知的 障害者	社会福祉法人 さくらの園	第一さくらの園	19
		第二さくらの園	19
		第三さくらの園	19
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	ほうや第一福祉作業所	20
		ほうや第二福祉作業所	15
		ほうや第三福祉作業所	19
特定非営利活動法人 ハンディキャップサポートウーノの会	おかし工房マーブル	10	
身体 障害者	どろんこ会	どろんこ作業所	19
		どろんこ作業所「手づくり山」	10
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	ゆずりは作業所	18
精神 障害者	特定非営利活動法人 燦燦会	サンワーク田無	20
	特定非営利活動法人 ハートフィールド	たなし工房	22
	特定非営利活動法人 友訪	コミュニティルーム友訪	24
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	サンライズ富士	28

#### 【「新体系」サービスとは】

この計画においては、「新体系」という言葉を多く用いておりますが、「新体系」とは、基本的には障害者自立支援法で定められた自立支援給付（介護給付・訓練等給付）のサービスのことを指しています。また、現在の入所施設や小規模作業所・通所授産施設については、平成 23 年度までの間に障害者自立支援法に定められているサービス体系への移行が義務付けられており、移行先としては、主に以下のようなサービスが考えられています。

#### < 日中活動の場としてのサービス >

就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 生活介護

#### < 住まいの場としてのサービス >

施設入所支援 共同生活援助 共同生活介護

## 2 基本目標（平成 23 年度の将来像）

### （ 1 ）入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針においては、「現入所者の 10%を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き、7%以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」こととされています。

本市では、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所者 129 人のうち 13 人が、平成 23 年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数 値	備 考
現在の施設入所者数	129人	平成 17 年 10 月 1 日の全施設入所者数 第 1 期計画策定時点で把握
【目標値】地域生活移行者数	13人	現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する予定の人の数

### （ 2 ）入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 14 年度の患者調査等より算出された退院可能な精神障害者数は、東京都全体で約 5,000 人となっています。5,000 人を人口比で按分して計算した本市における「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」数は 76 人となっており、本市では、そのうち 5 割の 38 人が平成 23 年度末において地域へ移行していることをめざします。

項目	数 値
平成 27 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数	76人
【目標値】平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値	38人

### (3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

本市では、平成 17 年度において「区市町村障害者就労支援事業」の支援を受けて一般就労した人が 6 人いることから、その 3 倍である 18 人が、平成 23 年度において、一般就労することをめざします。なお、目標数値には、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けた人のほか、福祉施設を退所し、一般就労する人の数を含むものとします。

項目	数値	備考
現在の一般就労移行者数	6 人	平成 17 年度において「区市町村障害者就労支援事業」による支援を受けて、一般就労した人の数
中間値	12 人	平成 19 年度において「区市町村障害者就労支援事業」による支援を受けて、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	18 人	平成 23 年度において「区市町村障害者就労支援事業」による支援等によって一般就労した人の数

一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援（A 型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

「区市町村障害者就労支援事業」は、「西東京市障害者就労支援センター 一歩」で実施しています。

### 3 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの 必要な見込量とその確保のための方策

本計画で示す必要量の見込みについては、利用者のニーズやサービス提供体制の把握に努めながら、福祉サービスが必要なときに受けられるよう、サービス提供基盤の整備を進めます。

#### 【新事業体系への移行について市内施設が抱える課題(ヒアリング等から)】

##### 移行を難しくしている理由

- ・ 利用定員を確保することが難しい。毎日(定期的に)通うことが難しい利用者も多い。その結果、日割り計算により大幅な収入減となる。
- ・ 職員の確保が難しく、多くの利用者を受け入れることが難しい。(利用定員を増やせば、職員増が必要になるが、それは経営的にも厳しい。)
- ・ 新体系へ移行した場合、現在の利用者の中で、新事業への対応が難しい者が出てくる。その者たちの行き先をどうするか課題である。
- ・ 新体系では、いままで培ってきた作業所の特色を生かせない。(地域との連携、作業内容等)
- ・ 市の方針が示されていないため、新体系移行後の支援内容が不透明である。

##### 新体系への移行のために必要な支援内容

- ・ 事業所維持の基本コストに係る支援(家賃補助、事務処理費補助等)
- ・ 通所者の活動維持に係る支援(送迎支援、給食費補助等)
- ・ 行政からの(授産製品)発注の拡大 = 工賃アップ
- ・ 単独での移行が難しい作業所については、別途、大きな法人を作り、その中で特色ある活動を継続できるよう、市内で調整。
- ・ すべての施設を一律に新体系へ移行するのではなく、それぞれの施設の役割を明確にし、お互いが連携して利用者を支援できるよう、市内で調整。
- ・ 福祉施設の場合は、事務作業を苦手とするところも多い。事務作業に関する支援を受けられれば、非常に助かるのではないか。

#### 新体系への移行支援

市としては、新体系への移行に対し、最大限の支援をします。

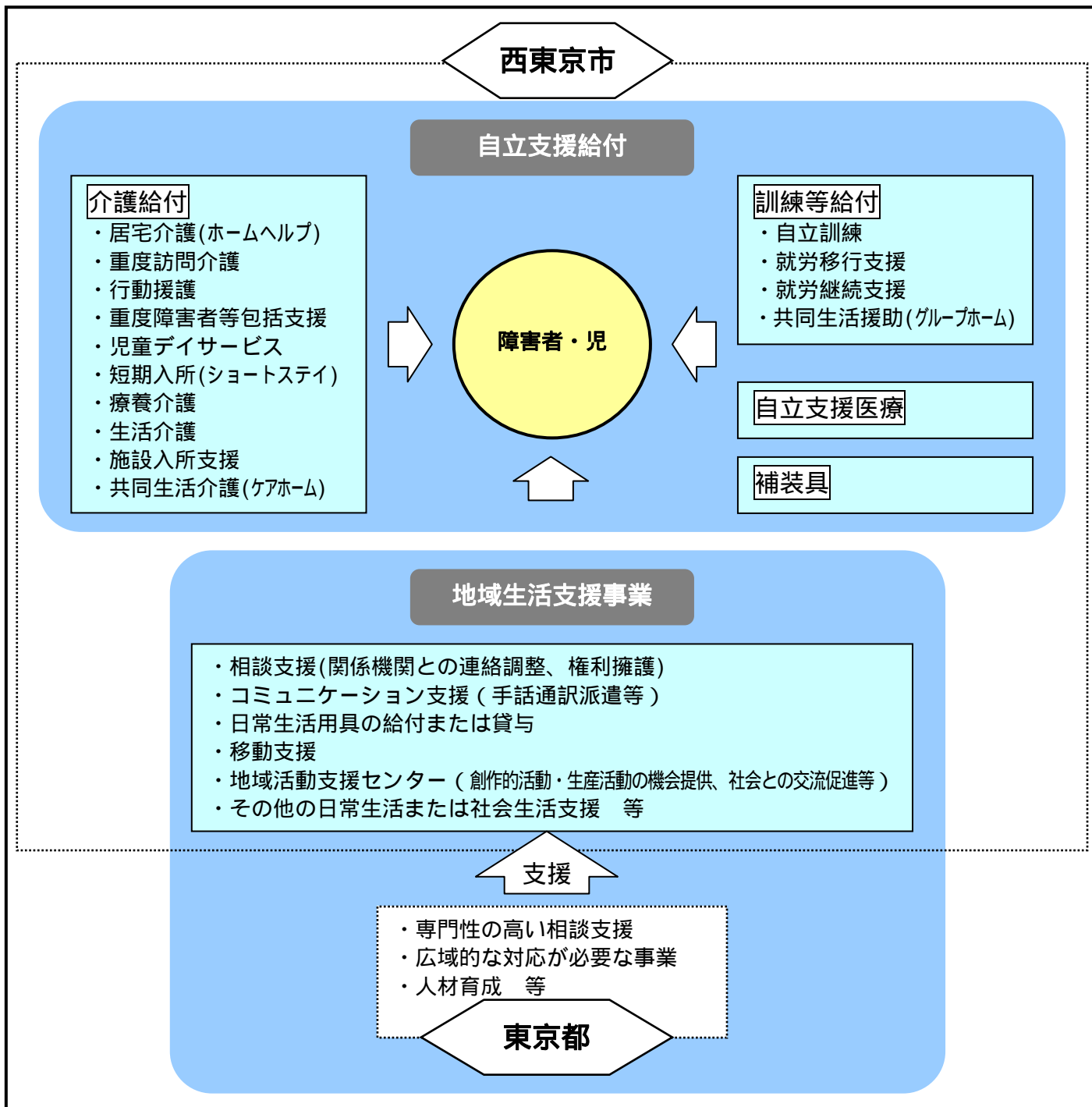
具体的な支援メニュー・組み立てについては、今後、引き続き現状の把握も含め、具体的に分析・検討を加え、明らかにしていきます。

- ・ 直接的な支援策(財政的な支援等)
- ・ 間接的な支援策(申請にあたっての助言や情報提供等の側面的な支援等)
- ・ その他の支援策

《総合的な自立支援システムの全体像》

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

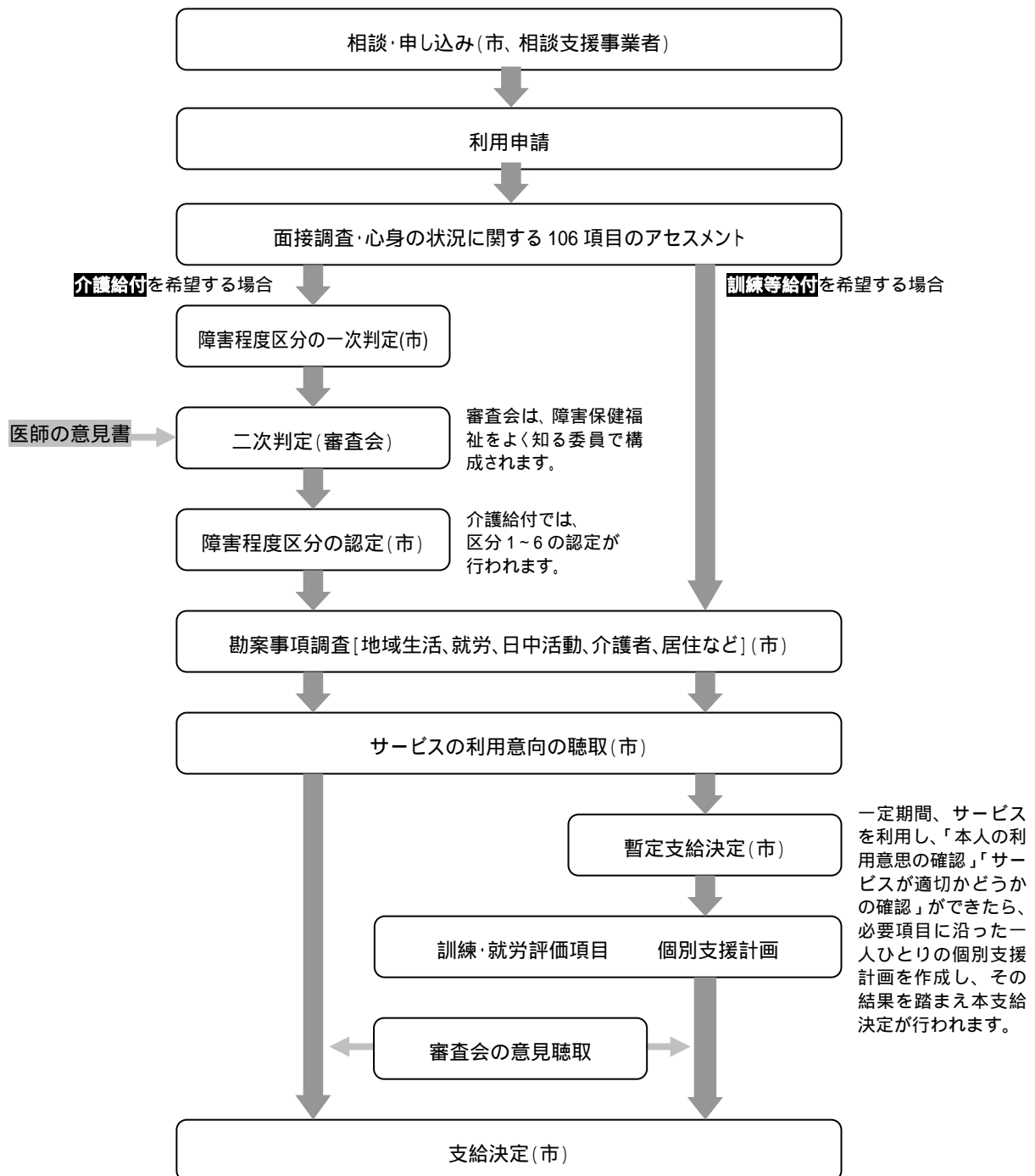
福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の状況に応じて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。





## 《障害福祉サービス利用の手続き》

障害のある人の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害のある人の心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、その上で支給決定を行います。なお、介護給付に位置づけられた事業は調査の上、障害程度区分の認定が必要となりますが、訓練等給付に位置づけられた事業は必要な調査は行いますが、障害程度区分の認定は必要ありません。



## ( 1 ) 訪問系サービス

### 《サービスの内容》

#### 居宅介護

ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

#### 行動援護

自己判断能力が制限されている人(自閉症、てんかん等の重度の知的障害者(児)または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人)が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

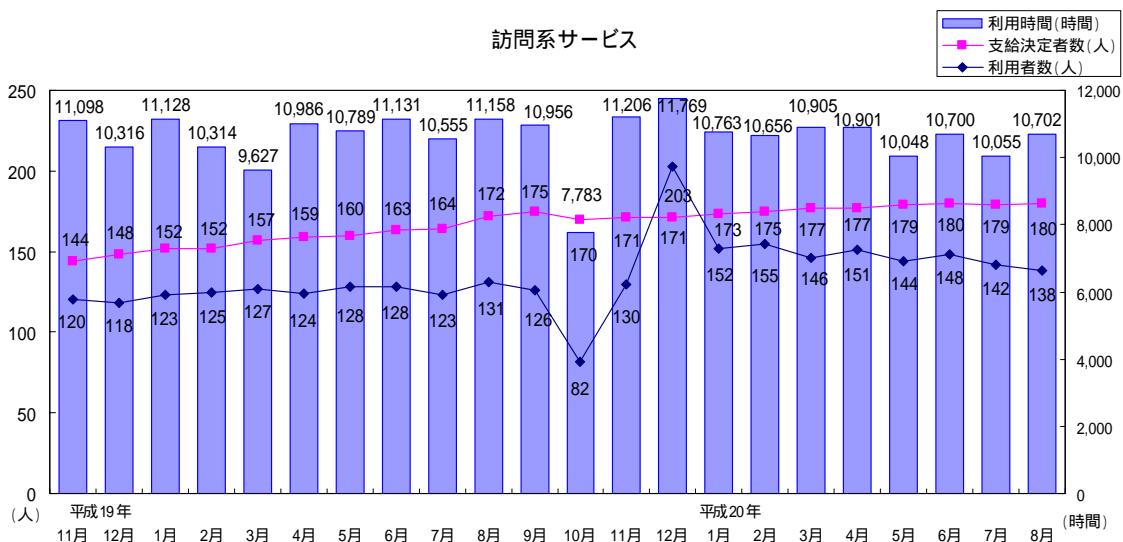
#### 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

### 《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、1 か月あたりの利用者数 138 人、利用時間 10,714 時間と、第 1 期計画における見込量を若干下回っています。

なお、支給決定者数は、1 か月あたり 171 人となっており、支給決定を受けて実際にサービスを利用している人の割合は 81%となっています。



## 《サービスの見込量》

本市では、障害者数の増加や、施設・病院からの地域移行の推進を踏まえ、今後もサービスの利用は増大していくことが想定されることから、平成23年度には1か月あたり、167人、12,963時間のサービス量（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計）を見込むこととします。

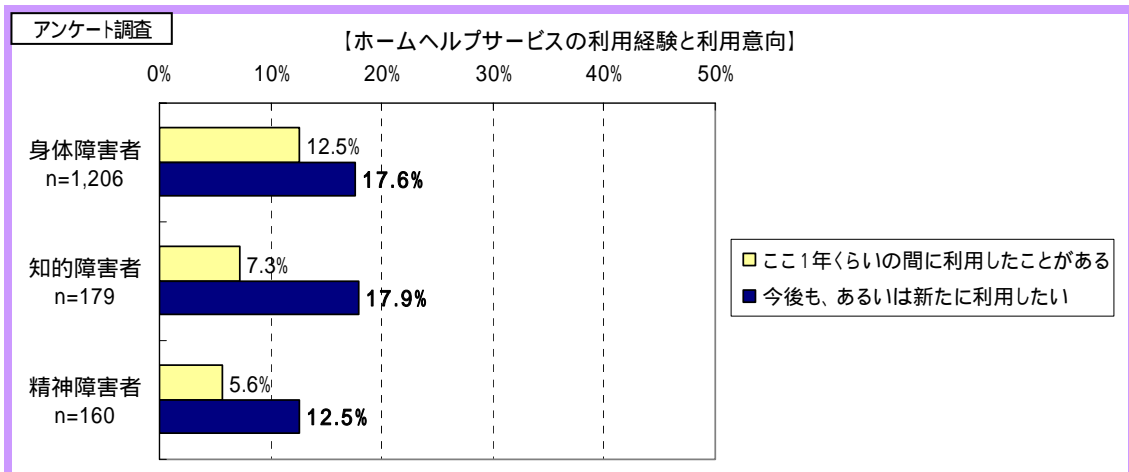
【サービス見込量 / 1か月あたりの利用見込者数、利用見込時間】

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
重度訪問介護	138人(実績)	152人	159人	167人
行動援護	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
重度障害者等包括支援	10,714時間(実績)	11,838時間	12,400時間	12,963時間

## 《サービス見込量確保のための方策》

アンケート調査の結果からも今後サービスを利用したいと考えている潜在層も多くいることがうかがえます。

今後、増大するサービス利用量に対応するため、引続きサービス提供事業者等への情報提供や連携を図っていきます。



## (2) 日中活動系サービス

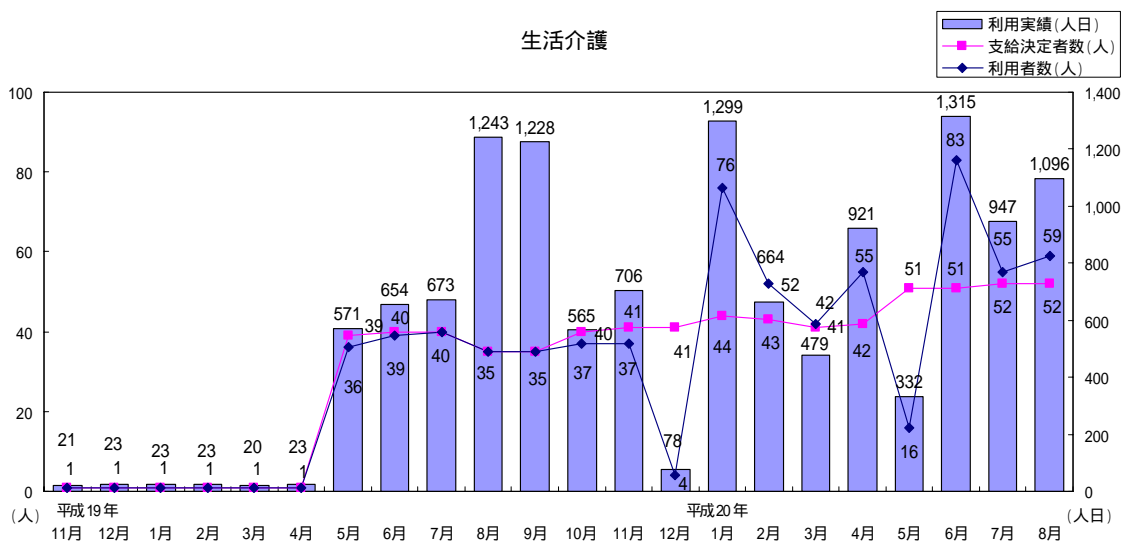
### 生活介護

#### 《サービスの内容》

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### 《サービスの実績》

平成19年度の利用実績は、1か月あたり52人と第1期計画における見込量を上回っています。本市では、平成19年4月より、田無障害者福祉センター生活介護事業所（定員40人）で、事業を実施しています。



#### 《サービスの見込量》

本市では、平成23年度において、第1期計画と同じく、102人分のサービス量を見込むこととします。

[ サービス見込量 / 1か月あたりの利用見込者数 ]

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	52人(実績)	77人	89人	102人

## 《サービス見込量確保のための方策》

平成 23 年度の(仮称)障害者福祉総合センターの開設に合わせ、現在、市が行っている田無障害者福祉センター生活介護事業所をセンター内に移設し、定数枠の拡充を図ります。

市内の通所作業所等が法内施設への移行を機に生活介護事業所の開設等、事業所への協力依頼、連携を図っていきます。

### 【想定される利用者像】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方。

障害程度区分 3 以上（施設へ入所する場合は区分 4 以上）。

年齢が 50 歳以上の場合は、障害程度区分が区分 2 以上（施設へ入所する場合は区分 3 以上）。

## 自立訓練

### 《サービスの内容》

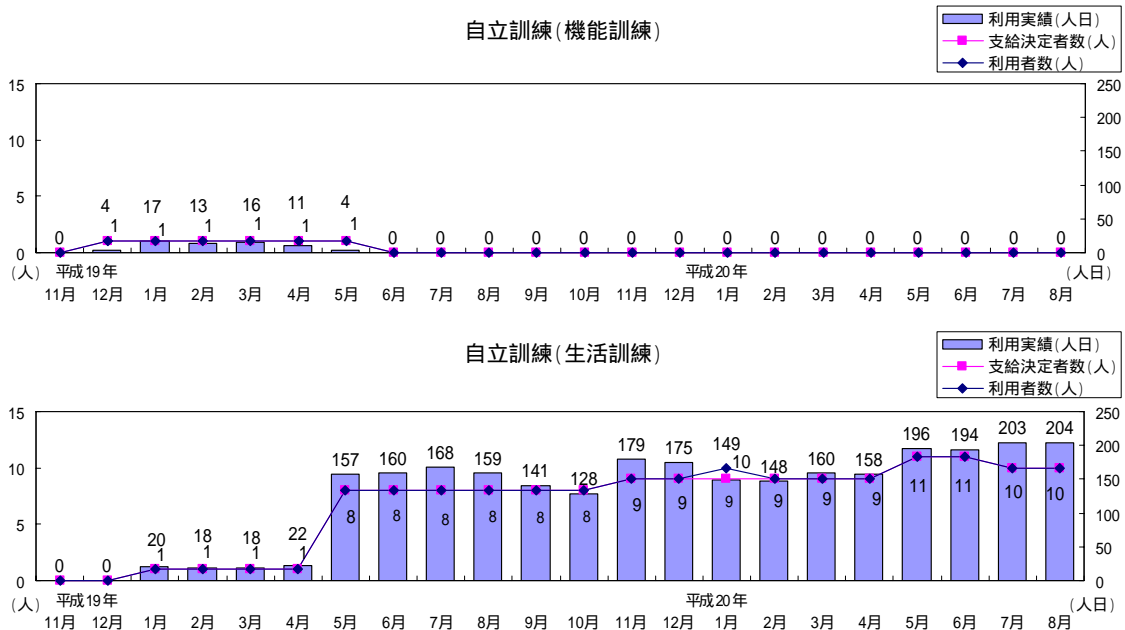
自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

### 《サービスの実績》

平成19年度の利用実績は、機能訓練が0人、生活訓練が9人です。



## 《サービスの見込量》

機能訓練については、平成 23 年度において、第 1 期計画と同じく、1 か月あたり 4 人分のサービス量を見込むこととします。

生活訓練については、平成 19 年度の実績が既に第 1 期計画の見込量を上回っているため、見込量を上方に修正し、1 か月あたり 27 人分のサービス量を見込むこととします。

〔サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数〕

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 23 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）	0 人(実績)	2 人	2 人	4 人
自立訓練（生活訓練）	9 人(実績)	18 人	22 人	27 人

## 《サービス見込量確保のための方策》

現在、市内には自立訓練サービスを提供している事業所はありません。

引き続き、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図っていきます。

### 【想定される利用者像】

#### 機能訓練

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。

入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方。

盲・ろう・養護学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方。等

#### 生活訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。

入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方。

養護学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方。等

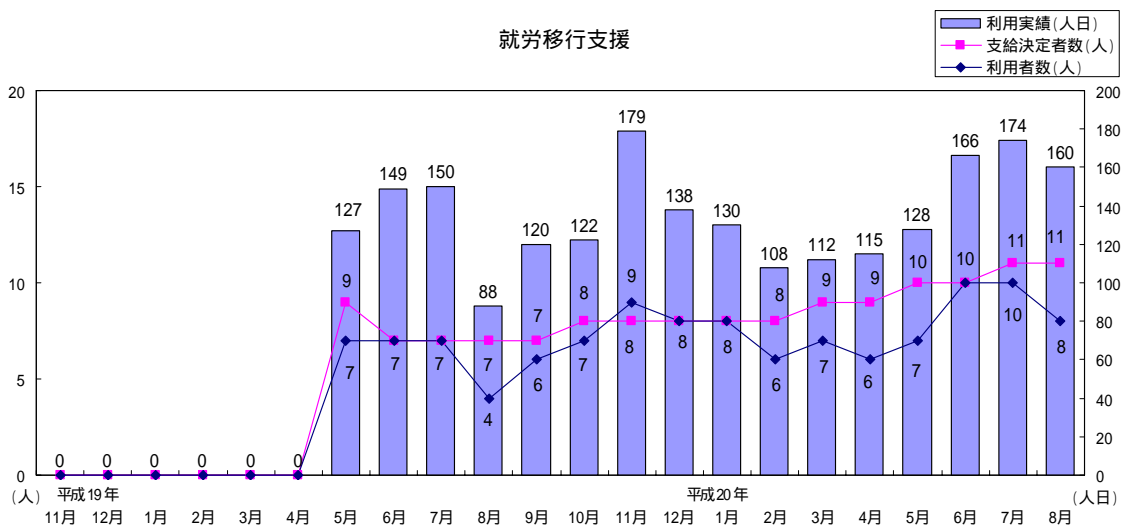
## 就労移行支援

### 《サービスの内容》

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

### 《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、6 人と第 1 期計画における見込量を上回っています。



### 《サービスの見込量》

平成 19 年度の実績が既に第 1 期計画の見込量を上回っているため、平成 23 年度の見込量を上方に修正し、1 か月あたり 23 人分のサービス量を見込むこととします。

#### [ サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数 ]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	6 人(実績)	14 人	18 人	23 人

### 《サービス見込量確保のための方策》

現在、市内に就労移行支援事業所はありません。

第 2 期計画期間内に新体系への移行が義務付けられています。

これまでの各作業所等との議論を踏まえ、事業所の安定的な運営の方策を検討し、新体系移行に向け、財政的支援等できる限りの支援を行います。



## 就労継続支援

### 《サービスの内容》

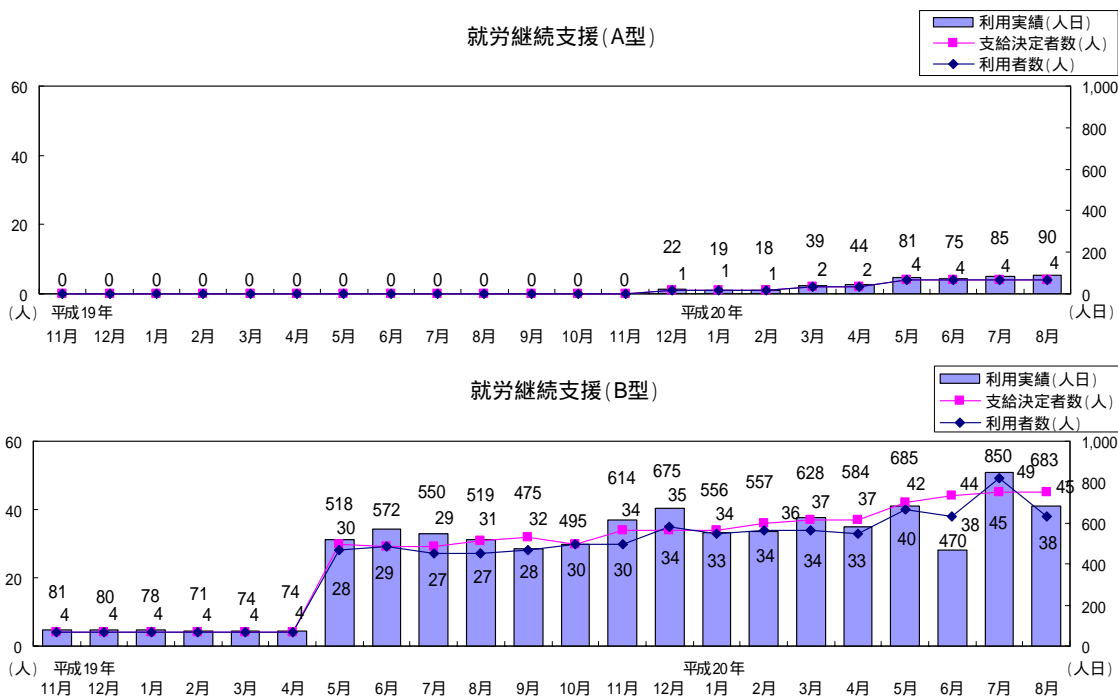
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型（雇用型）は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型（非雇用型）は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

### 《サービスの実績》

平成19年度の利用実績は、A型が1人、B型が34人と、ほぼ第1期計画の見込みどおりとなっています。



## 《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、1 か月あたり A 型は 8 人分、B 型は 154 人分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労継続支援 (A 型)	1 人(実績)	4 人	5 人	8 人
就労継続支援 (B 型)	34 人(実績)	94 人	124 人	154 人

## 《サービス見込量確保のための方策》

現在、市内に就労継続支援事業所はありません。

第 2 期計画期間内に新体系への移行が義務付けられています。

これまでの各作業所等との議論を踏まえ、事業所の安定的な運営の方策を検討し、新体系移行に向け、財政的支援等できる限りの支援を行います。

### 【想定される利用者像】

#### A 型(雇成型)

次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能(利用開始時に 65 歳未満)な方です。

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方。

盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方。

企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方。

#### B 型(非雇成型)

次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

企業等や就労継続支援事業(雇成型)での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方。

就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業 A 型(雇成型)の雇用に結びつかなかった方。

以上に該当しない方で、50 歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業 A 型(雇成型)の利用が困難と判断された方。

## 療養介護

### 《サービスの内容》

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。

### 《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は 0 人です。なお、現在、都内で療養介護を実施しているのは、国立精神・神経センター病院（小平市）のみで、サービスの提供はかなり厳しい状況となっています。

### 《サービスの見込量》

本市では、平成 23 年度においては、第 1 期計画と同じく、1 人分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	0 人(実績)	1 人	1 人	1 人

### 《サービス見込量確保のための方策》

市内にサービスを提供できる施設はありません。

都内においてこのサービスを実施しているのは、国立精神・神経センター病院の 1 ヶ所のみで極めて厳しい状況です。

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、サービス見込量確保のための方策について検討を進めていきます。

#### 【想定される利用者像】

医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分 6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害程度区分 5 以上の人が想定されます。

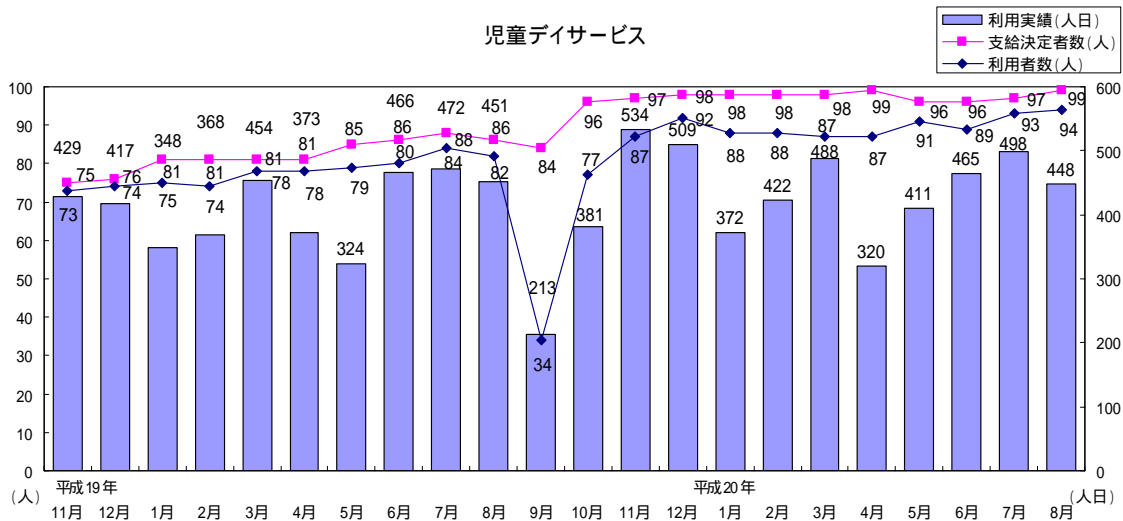
## 児童デイサービス

### 《サービスの内容》

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

### 《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、1 か月あたり 88 人です。



### 《サービスの見込量》

本市では、平成 23 年度において、第 1 期計画と同じく、108 人分のサービス量を見込むこととします。

[ サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数 ]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	88 人(実績)	98 人	103 人	108 人

### 《サービス見込量確保のための方策》

平成 19 年度の利用実績をみると第 1 期計画時の見込数を上回っています。

現在 20 年 10 月末で、乳幼児期の段階で何らかの発達障害を持った子どもの早期通所訓練施設の「こどもの発達センターひいらぎ」(市直営)で 81 名、民間施設で 8 名がサービスを利用しています。

今後も「こどもの発達センターひいらぎ」の待機者の状況やサービス提供事業所と情報交換等連携をしながら、必要なサービスの提供に努めます。

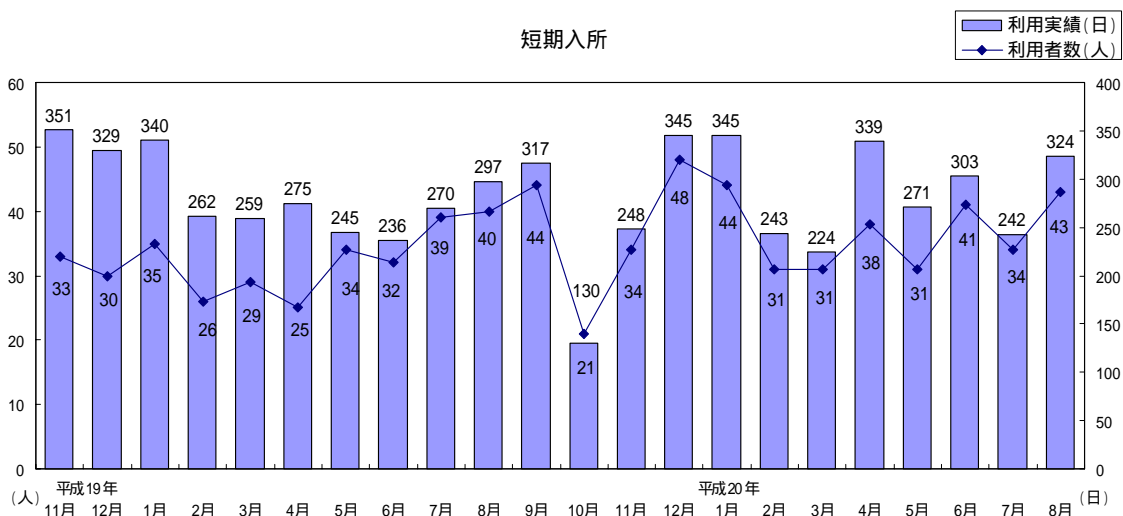
## 短期入所

### 《サービスの内容》

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、1 か月あたり 31 人です。



### 《サービスの見込量》

平成 19 年度の利用日数が、第 1 期計画の見込量を若干上回っていることや、アンケート調査結果からも利用意向の高さがうかがえることから、第 1 期計画の見込量を上方に修正し、平成 23 年度には 1 か月あたり 52 人、391 日の利用を見込むこととします。

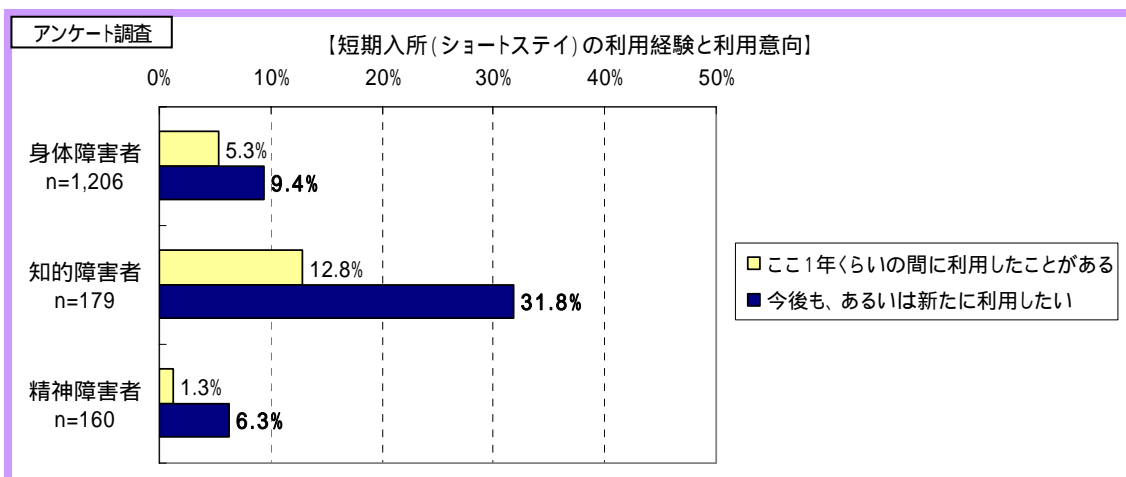
#### [ サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数、利用見込日数 ]

		平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所	利用者数	31 人(実績)	41 人	46 人	52 人
	利用日数	265 日(実績)	327 日	358 日	391 日

## 《見込量確保のための方策》

現在 20 年 10 月末で、20 の事業所からサービスの提供を受けています。なお、児童については、桜町病院（市外）に西東京市 2 床分を別途確保しています。

今後も、サービス提供事業所と連携をしながら、必要なサービスを提供していきます。



### (3) 居住系サービス

#### 《サービスの内容》

##### 共同生活援助（グループホーム）

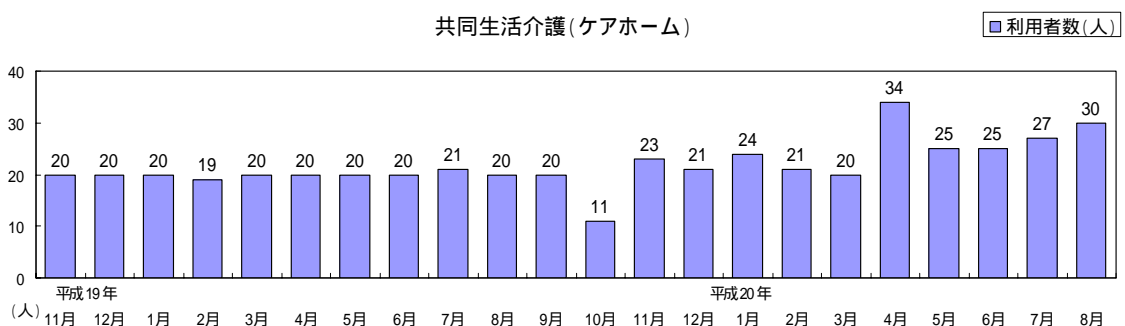
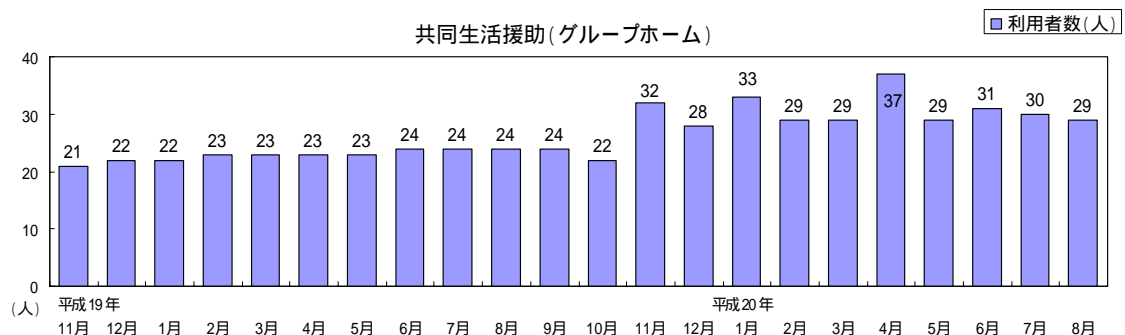
介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者、身体障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を提供します。

##### 共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする知的障害者、精神障害者、身体障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

#### 《サービスの実績》

平成19年度の利用実績は、グループホームが29人、ケアホームが21人の合計50人となっています。



【市内のグループホーム・ケアホーム（平成 20 年 11 月 1 日現在）】

名 称	対 象	定員
田無寮	知的障害者	3
第二田無寮	知的障害者	4
第三田無寮	知的障害者	4
第四田無寮	知的障害者	3
わっはっは	知的障害者	5
緑町マリーナ	知的障害者	5
茅花寮	知的障害者	4
ピッピ	知的障害者	6
なぎさ寮	知的障害者	4
自立生活企画生活寮	知的障害者	4
サンワーク	精神障害者	5
住まいる	精神障害者	4
わんど	精神障害者	6
もやい	精神障害者	4

《サービスの見込量》

平成 19 年度の実績が既に第 1 期計画の見込量を上回っていることを踏まえ、第 1 期計画の見込量を上方に修正し、平成 23 年度には 80 人分の利用量を見込むこととします。

【サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助(グループホーム)	50 人 (実績)	65 人	73 人	80 人
共同生活介護(ケアホーム)				

《サービス見込量確保のための方策》

平成 20 年 10 月末現在、市内のグループ・ケアホームには、知的障害者 8 施設・27 名、精神障害者 3 施設・7 名が入所しています。

また、市内以外にも知的障害者 19 施設・20 名、精神障害者 5 施設・5 名が入所しています。

今後も、市内での施設の確保に向け、都補助制度を活用するなど、グループホーム、ケアホーム事業所の誘致等を図っていきます。



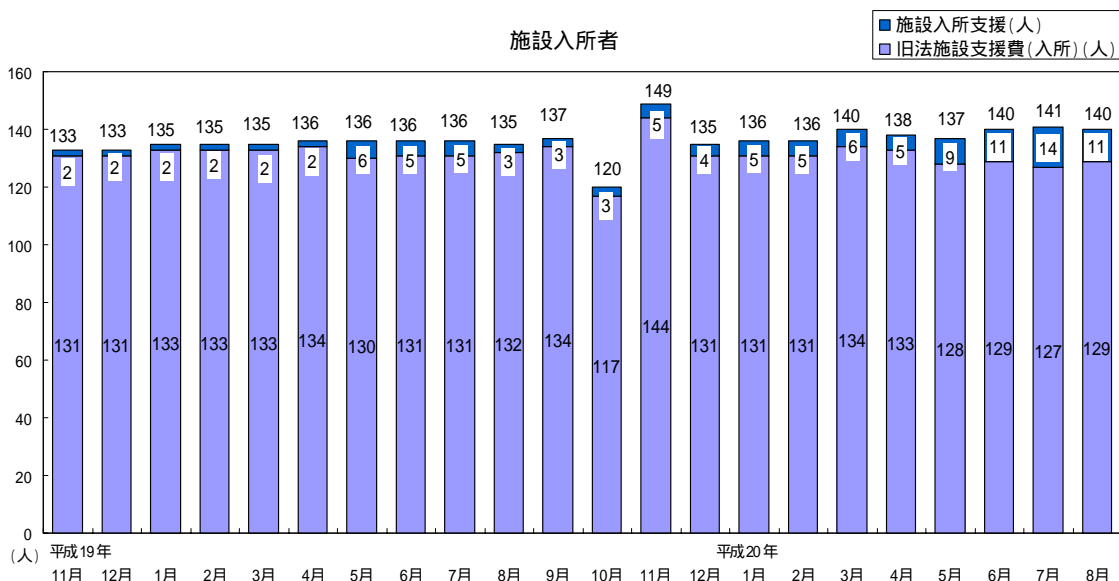
## 施設入所支援

### 《サービスの内容》

施設に入所する障害者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

### 《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は 5 人で、まだまだ新体系への移行が進んでいない状況となっています。



### 《サービスの見込量》

本市では、平成 23 年度において、第 1 期計画と同じく、129 人分のサービス量を見込むこととします。

#### 【サービス見込量】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設入所支援	5 人(実績)	65 人	96 人	129 人

旧体系施設入所者は含んでいません。

### 《サービス見込量確保のための方策》

現在、市内には施設入所支援事業を実施している事業所はありません。

旧体系施設の移行状況や家族や本人の意向を聞きながら、市内等のグループホーム・ケアホームの整備状況を踏まえ、検討していきます。

## ( 4 ) 相談支援

### 《サービスの内容》

病院や施設からの退院・退所時や、単身で自ら適切な福祉サービスの利用の調整ができない障害者へ、サービス利用の相談・情報の提供・斡旋・調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう相談支援を行います。

### 《サービスの実績》

平成 20 年 11 月現在まで、サービス利用計画作成費の支給決定の実績はありません。

### 《サービスの見込量》

本市では、平成 23 年度において、第 1 期計画と同じく、32 人分のサービス量を見込むこととします。

[ サービス見込量 / 年間の利用見込者数 ]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス利用計画作成対象者	0 人 (実績)	30 人	31 人	32 人

### 《サービス見込量確保のための方策》

現在、相談支援( サービス利用計画作成費の支給 )の利用者はいません。

今後は、この制度の周知に努めるとともに、指定相談事業所を確保し、ニーズに合った計画的な支援を受けられるよう、相談支援事業者の質の向上と相談支援体制の整備に努めていきます。

#### 【想定される利用者像】

1. 障害者施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者。
2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。
3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

## ( 5 ) 地域生活支援事業

### 相談支援事業

#### 《サービスの内容》

相談支援事業は、「地域生活支援事業」として、市の必須事業に位置づけられています。障害者等、障害児の保護者、また、障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援していきます。

#### 《サービスの見込量》

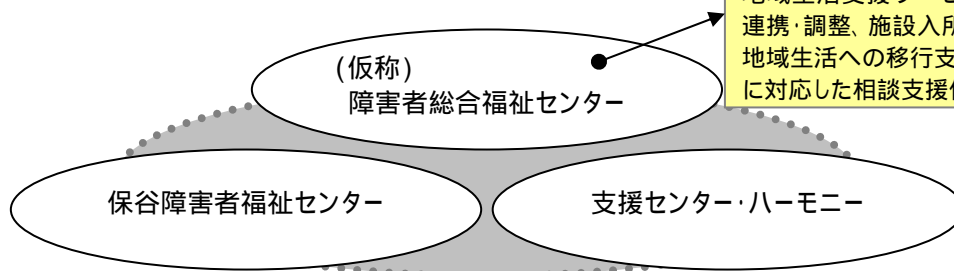
現在は、保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニーの2か所で障害者相談支援事業を実施していますが、平成23年度には、新たに建設する（仮称）障害者福祉総合センターを加え、3か所で実施します。

また、西東京市地域自立支援協議会では引き続き、相談支援事業に係る中立・公平性の確保及び困難事例等への対応を行っていきます。

【 サービス見込量 / 実施見込箇所数 】

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	2か所(実績)	2か所	2か所	3か所
地域自立支援協議会	1か所(実績)	実施	実施	実施

#### 《障害者相談支援事業の実施（平成23年度見込み）》



相談支援の拠点として相談支援センターを設置し、地域生活支援サービスの利用相談、関係機関との連携・調整、施設入所者・退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援等身体・知的・精神の3障害に対応した相談支援体制の整備を行います。

#### 【地域自立支援協議会からの助言】

- ・ ケアマネジメントを充実させるための社会資源、人材の確保が必要である。
- ・ 当事者にとって相談しやすい人や場所を選べるような様々な体制が必要になる。
- ・ 当事者が安心して暮らすためには、その地域生活を支える家族、関係スタッフ、市民の相談ができる体制が必要である。
- ・ 夜間、休日などの緊急時の相談体制の構築が必要である。
- ・ 身近な場所で、どのような障害に対しても、幅広い知識と情報を持つ担当者がいる相談体制が望まれる。
- ・ 当事者だけでなく、市民も気軽に立ち寄れ、また、地域に住む障害のある人への理解を深め、協力者の育成につながるような相談窓口の開設が望まれる。
- ・ 相談の内容から、各分野の専門家に振り分けるシステムが必要になる。
- ・ 地域で生活する障害者が抱える問題は多岐にわたることから、総合相談、専門相談、出張相談等を行える体制が必要になる。

## コミュニケーション支援事業

### 《サービスの内容》

コミュニケーション支援事業とは、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業です。

### 《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、手話通訳者派遣事業が 221 件（利用登録者 63 人、利用実人数 54 人）、要約筆記者派遣事業が 2 件（利用登録者 5 人、利用実人数 2 人）です。

### 《サービスの見込量》

手話通訳者派遣事業の実績は、第 1 期計画における見込量どおりであり、第 2 期計画においても見込量の変更はしないこととし、平成 23 年度には 60 人、230 件の利用を見込むこととします。

要約筆記者派遣事業の実績は、年間 2 件と少なくなっているものの、利用登録者は 5 人おり、今後は利用が拡大していくと考えられることから、平成 23 年度には 15 人、15 件の利用を見込むこととします。

[ サービス見込量 / 年間の延べ派遣見込件数 ]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者派遣事業	利用実人数 54 人(実績)	利用実人数 60 人	利用実人数 60 人	利用実人数 60 人
	派遣件数 221 件(実績)	派遣件数 230 件	派遣件数 230 件	派遣件数 230 件
要約筆記者派遣事業	利用実人数 2 人(実績)	利用実人数 5 人	利用実人数 10 人	利用実人数 15 人
	派遣件数 2 件(実績)	派遣件数 5 件	派遣件数 10 件	派遣件数 15 件

## 日常生活用具給付等事業

### 《サービスの内容》

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居住生活動作補助用具(住宅改修費)、を給付または貸与します。

### 《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、合計 3,285 件となっており、第 1 期計画の見込量を若干下回っています。内訳をみると、利用が見込みほど伸びなかったのは排泄管理支援用具で、平成 18 年度と平成 19 年度を比較すると 8 件の増加となっています。

### 《サービスの見込量》

第 2 期計画においては、給付等件数は毎年度、増加していくことを見込むものの、第 1 期計画よりも若干見込量を下方に修正し、平成 23 年度には合計 3,543 件の利用があるものと見込みます。

[ サービス見込量 / 年間の給付等見込件数 ]

種目・年度	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具	12 件(実績)	14 件	15 件	16 件
自立生活支援用具	30 件(実績)	40 件	45 件	50 件
在宅療養等支援用具	11 件(実績)	17 件	20 件	23 件
情報・意思疎通支援用具	36 件(実績)	45 件	50 件	55 件
排泄管理支援用具	3,193 件(実績)	3,293 件	3,343 件	3,393 件
居住生活動作補助用具	3 件(実績)	6 件	6 件	6 件
合 計	3,285 件(実績)	3,415 件	3,479 件	3,543 件

## 移動支援事業

### 《サービスの内容》

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。ただし、障害福祉サービスの支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象となります。

### 《サービスの実績》

平成 19 年度の利用実績は、利用実人数 218 人、年間利用時間 22,863 時間（1 か月平均 1,905 時間）となっており、第 1 期計画の利用見込時間を上回っています。

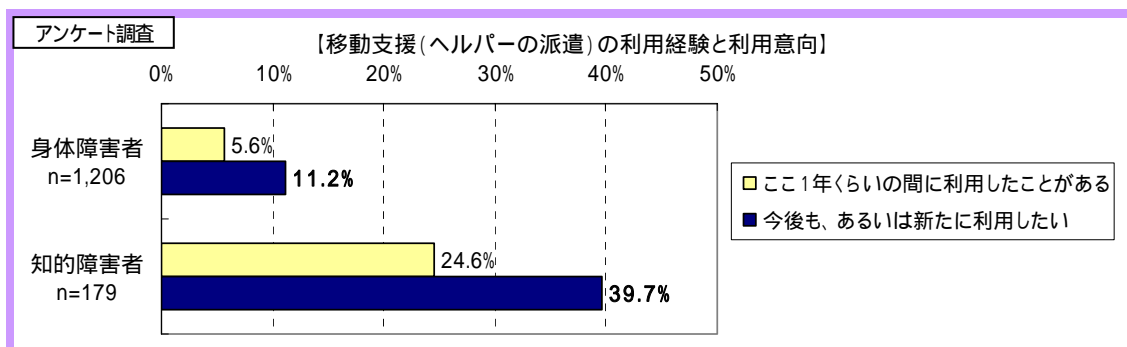
### 《サービスの見込量》

実績及びアンケート調査結果を踏まえ、今期計画では、第 1 期計画の見込量を上方修正し、平成 23 年度には、1 か月あたり 265 人、2,305 時間の利用を見込むこととします。

【 サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数、利用見込時間 】

	19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	218 人(実績)	242 人	253 人	265 人
利用見込時間	1,905 時間(実績)	2,105 時間	2,205 時間	2,305 時間

平成 19 年度実績を基準に、平成 23 年度までは毎年 100 時間ずつ、1 か月あたりの利用時間が増加することを想定。1 人あたりの利用時間は 1 か月あたり 8.7 時間を想定。



## 地域活動支援センター

### 《サービスの内容》

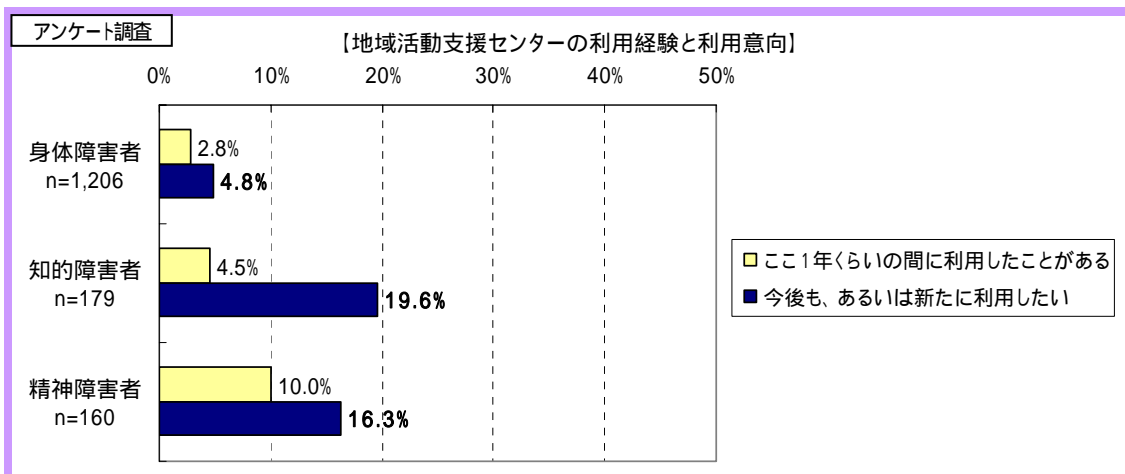
創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。現在は、保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニーの2か所に設置しています。

### 《サービスの見込量》

平成23年度には、引き続き現在の2箇所の地域活動支援センターで事業を実施していきます。1か月あたり合計165人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量／実施見込箇所数、1か月あたり利用見込者数】

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施見込箇所数	2か所(実績)	2か所	2か所	2か所
利用実人数	145人(実績)	155人	160人	165人



## その他の事業

- ・ 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業

### 《サービスの内容》

家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴サービスを実施します。

### 《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、1 か月あたり 13 人の利用を見込むこととします。

[ サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数 ]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	8 人(実績)	13 人	13 人	13 人

- ・ 更生訓練費給付事業

### 《サービスの内容》

障害者支援施設を利用する障害者に対して更生訓練費の支給を行います。

### 《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、1 か月あたり 15 人の利用を見込むこととします。

[ サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数 ]

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	15 人(実績)	15 人	15 人	15 人



・ 日中一時支援事業

《サービスの内容》

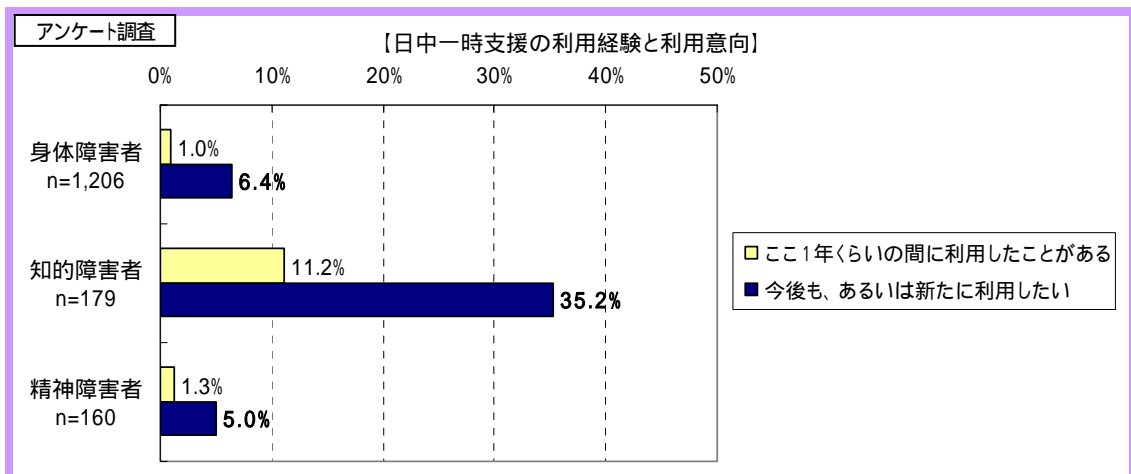
日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。

《サービスの見込量》

平成 19 年度の実績は第 1 期計画における見込みを若干下回っていますが、アンケート調査では特に知的障害者において高い利用意向がみられることから、平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、年間 110 人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量／年間の利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	86 人(実績)	100 人	105 人	110 人



・ 生活サポート事業

《サービスの内容》

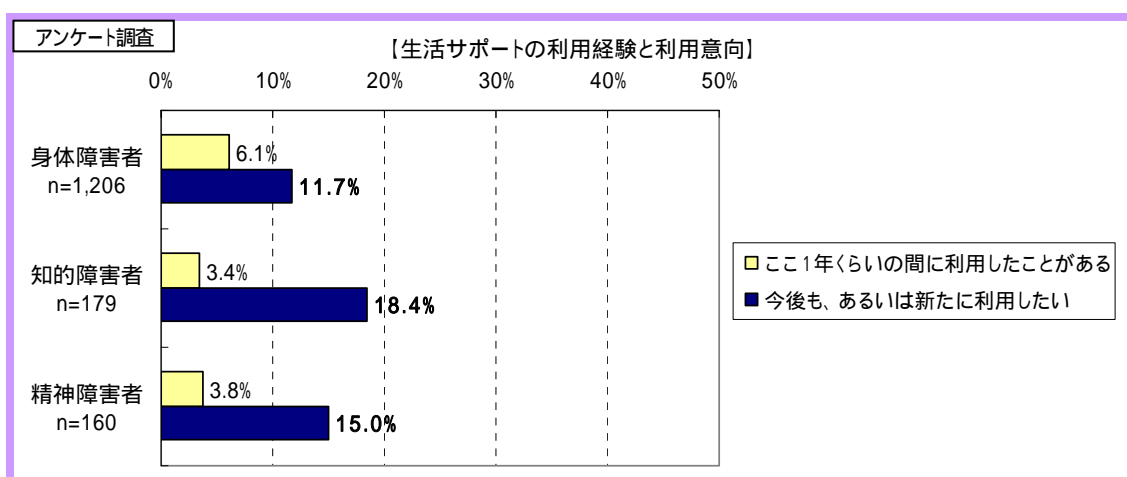
介護給付支給決定者以外の人であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

《サービスの見込量》

平成 19 年度の実績は第 1 期計画における見込みを下回っていますが、アンケート調査でも利用実績に比べて高い利用意向が見られることから、平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、1 か月あたり 15 人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量 / 1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	5 人(実績)	10 人	10 人	15 人



・ 社会参加促進事業

障害者スポーツ支援事業

《サービスの内容》

市内在住の障害者及び市内の障害者授産施設等に通所する市外在住の障害者に対して、スポーツ・レクリエーション活動を実施します。

《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、年間 350 人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量 / 年間の利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	345 人(実績)	350 人	350 人	350 人

心身障害者自動車運転教習費補助事業

《サービスの内容》

一定の条件を満たす心身障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。

《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、年間 4 人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量 / 年間の利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	4 人(実績)	4 人	4 人	4 人

身体障害者用自動車改造費助成事業

《サービスの内容》

重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。

《サービスの見込量》

平成 23 年度には、第 1 期計画と同じく、年間 6 人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量 / 年間の利用見込者数】

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用見込者数	5 人(実績)	6 人	6 人	6 人

## 4 障害福祉計画の着実な推進に向けて

### (1) サービス提供の円滑化

#### 支給決定の適正化・円滑化

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害者の心身の状況(障害程度区分)、社会行動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行います。

#### 不服申し立て制度の整備

障害程度区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都に設置されている「障害者介護給付費等不服審査会」に審査請求することができます。

障害程度区分認定や支給決定についての不服以外の苦情については、東京都に設置されている運営適正化委員会が苦情処理機関として位置づけられています。

### (2) サービスの質の確保

#### サービス事業者に対する第三者評価

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。

今後は、都と協力し、サービス事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

#### 障害者等に対する虐待の防止

サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努める必要があります。

市では、地域自立支援協議会等の場の活用等により、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいきます。

## サービス管理責任者

障害者自立支援法においてサービスを提供できる事業者は、都道府県知事が厚生労働省令で定める基準に基づいて、サービスの種類・事業所ごとに指定した事業者です。指定を受けた事業者は、関係機関と連携を図りつつ、利用者の能力や適性に応じて、また、本人の意向を踏まえてサービスを効果的に提供すること、サービスの質の向上に努めることなどが事業者の責務として法に規定されています。また、指定基準のうちの人員基準では、事業所ごとに「サービス管理責任者」などを配置することが定められています。日中活動及び居住系のサービスを提供する事業所に配置される「サービス管理責任者」は、3年から10年の実務経験を有する上に、「サービス管理責任者研修」などを修了することが必要とされています。

### (3) 利用者負担の軽減に対する取り組み

#### 自立支援給付にかかる利用者負担の軽減について

自立支援給付は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割負担と所得に応じた月額上限の設定)に見直されるとともに、施設利用者については、食費・光熱水費等実費負担となりました。

ただし、利用者負担については、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の人に配慮した負担軽減策が講じられています。

本市も法に基づく負担軽減を原則とし、あわせて東京都が独自で行う負担軽減措置と連動した軽減策を実施しています。

#### 地域生活支援事業にかかる利用者負担の軽減について

地域生活支援事業は、市が主体となつて行う事業と定められており、利用者負担についても市が独自に設定できることとなっています。

本市では、先に掲載した事業を「地域生活支援事業」と位置づけ、サービスの提供を行います。

利用者負担については、事業の一部が自立支援給付から地域生活支援事業に移行された事業等もあることから、サービス利用者への公平性並びに事業の継続性を確保する観点から、原則1割負担としました。

ただし、利用者負担については、自立支援給付と同様、軽減策を設けています。利用されるサービスにより負担は異なりますが、低所得の人やサービスの質・必要性、等を踏まえ、5%・3%・無料の負担軽減策を実施しています。また、あわせて地域生活支援事業に対する東京都独自軽減策も組み入れています。

#### ( 4 ) 財源の確保

市町村の障害福祉計画は国の基本方針を踏まえ、新サービス体系への移行を念頭に置き、各種サービスごとの見込量などの数値目標を設定し、計画的な整備を行うものとされており、その財源の確保が必要不可欠となります。

西東京市の財政状況は、国の「三位一体の改革」や高齢化の進展等に伴う財政需要の拡大により、多額の財政不足を生じるなど厳しい状況にあります。

平成 17 年に「地域経営戦略プラン」(第 2 次行財政改革大綱)を策定し、緊急的課題である財政健全化に向けた取り組みを着実に進めるために、すべての事務事業・補助金等の点検を実施しています。

「障害福祉計画」に掲げる必要な見込量を確保するためには、行財政改革の実効性を高め、財政基盤の強化を図ることはもとより、障害福祉施策全般にわたり、サービスの内容、質、量等について、必要な見直し・検討を図り、財源の確保に努めます。

「障害者自立支援法」において、国と東京都に対し、財政的な側面において適切な役割分担を求め、必要な財源の確保に努めます。